

2025年愛知県からの地方分権改革に関する提案の概要

提案事項	提案概要	国の対応方針等
構造改革特別区域計画認定申請事務における都道府県経由の廃止	<p>構造改革特別区域計画認定申請にかかる事務（意向調査及び申請開始通知の展開）について、総務省の「調査・照会（一斉調査）システム」等を活用することにより、事務の省力化を行うよう求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が地方公共団体に対し行う調査については、2022年11月15日付け総務省地域力創造グループ地域政策課事務連絡により、一斉調査システムの活用を促すよう、関係府省に通知されているところである。 構造改革特別区域計画認定申請については、認定申請受付開始の案内及び申請の意向調査の実施にあたり、都道府県に管内市区町村へ速やかに周知するようメールで依頼されるため、都道府県においては、当該メールが届いたら各市町村へ周知を行っている。なお、同依頼については、構造改革特区のWebページにも掲載されること、また回答は都道府県を経由せず市町村から直接内閣府に送付することから、依頼についても都道府県を経由する必要はないと考える。 	<p>構造改革特別区域計画の認定申請等の意向調査及び受付に関する事務連絡については、市区町村に対しては、都道府県を経由せず国が直接発出することとし、その旨を地方公共団体に通知した。</p> <p>[内閣府]</p>
国際戦略総合特区設備等投資促進税制における事業実施決定時期の明確化	<p>国際戦略総合特区設備等投資促進税制を活用する際の事業実施の決定がされるタイミングの考え方を通知等の発出により明確化するよう求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際戦略総合特区設備等投資促進税制については、事業実施が決定する前に、内閣府との事前協議及び法人指定が必要とされており、2014年5月22日付け事務連絡において、事業実施の決定を判断する考え方の方針が示されている。 当事務連絡内で、建物を建設する際の事業実施決定時期の判断の考え方については、「工事着手のタイミングで判断する」と明記されているものの、機械・装置等を取得する際の事業決定時期の考え方については記載されていない。 なお、2024年10月に、内閣府へ問い合わせたところ、機械・装置等を取得する際の事業実施のタイミングについては「契約締結時点」であるが、契約締結時点では、重要な内容が決定しておらず、その後これが決定される場合は、例外的に「当該重要な内容が決定された時点」で判断するとメールで回答があった。他の地方公共団体でも同様のケースがあると思われ、事業者に円滑に説明を行う観点からは、通知等で全国的にその旨を示していただくことが望ましいと考える。 また、事業実施を決定したタイミングは、機械装置の検収を行い、引き渡しを行った時、つまり機械装置の取得をしたときであると考える。 	<p>国際戦略総合特区設備等投資促進税制については、地方公共団体の事務の迅速かつ円滑な執行及び本制度を活用する事業者の効率的な事業の実施に資するよう、地方公共団体等の意見を踏まえ、事業実施が決定された時期に係る考え方の見直しについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>[内閣府]</p>

提案事項	提案概要	国の対応方針等
地方公共団体定員管理調査の結果等を共有するための、ガバメントクラウド等の活用 ※	<p>総務省が実施する「地方公共団体定員管理調査」についての結果等を早期に共有するため、デジタル庁のガバメントクラウド等を活用した仕組みづくり（クラウドストレージ等）を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・翌年度の組織協議を行う際、他自治体の事例も参考として収集しており、毎年総務省が実施する「地方公共団体定員管理調査」の結果についても参考にしている。 ・しかしながら、取りまとめ結果の共有が例年 12 月末頃になることから、翌年度の組織協議に間に合わないこともあり、ほぼ全ての都道府県より随時メールにて情報提供及び共有依頼を受け、対応するなど、煩雑な事務が発生している。 	<p>—</p> <p>（内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案とされたが、実現されなかった提案）</p>
特別児童扶養手当等の所得額の記載を不要とすること	<p>特別児童扶養手当所得状況届に所得額の記載を不要とするよう様式の見直しを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県で情報連携により所得額を把握できるにもかかわらず、所得状況届等に個人番号（マイナンバー）とともに所得額も受給者が記載する必要がある。 ・様式上は受給者が所得額を記載することになっているが、実態は課税証明書を添付しないため受給者が自力で記載することは困難で、代わりに市町村職員が課税情報を確認している。 ・また、所得状況届は届出期間が 1 か月間であることから、毎年短期間に多数の届出があり、市町村の負担が大きくなっている。市町村で事務に 1 件あたり 3 分かかるとした場合、県内の多い市だと 750 件程度の届出があるため、37.5 時間（$3 \times 750 \div 60$）の業務が軽減されると考えられる。 	<p>特別児童扶養手当認定請求書、特別児童扶養手当所得状況届、障害児福祉手当（福祉手当）所得状況届及び特別障害者手当所得状況届については、マイナンバー制度における情報連携により所得情報を取得できる場合等には所得に係る記載の省略を可能とすることについて、令和 7 年度に調査を行った上で検討し、令和 8 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>[厚生労働省]</p>

提案事項	提案概要	国の対応方針等
地域医療介護総合確保基金（医療介護提供体制改革推進交付金（介護事業分））の内示時期の早期化※	<p>地域医療介護総合確保基金（医療介護提供体制改革推進交付金（介護事業分））について、交付要綱を前年度中に確定し、7月末までに交付決定または内示を行うよう求める。</p> <p>・地域医療介護総合確保基金（医療介護提供体制改革推進交付金（介護事業分））について、内示時期が年々遅くなっている。</p>	<p>地域医療介護総合確保基金（介護分）については、介護従事者の確保に関する事業の早期着手に資する観点から、毎年度可能な限り早期に各都道府県への内示を行う。</p> <p>[厚生労働省]</p>
地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の内示・交付決定等スケジュールの明文化及び早期化※	<p>地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の事前協議から内示、交付決定のスケジュールを明文化すること、また、事前協議から内示、交付決定の事務を早期化することを求める</p> <p>・地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金のQ Aにおいて、内示受理後に事業着手可能とされているが、交付決定がなされるまでは工事完了するわけにはいかず、また補助金交付決定がなされるまで事業者側も着手を控える状況にあり、交付決定後の事業着手をせざるを得ない状況であった。そのため、年度内事業完了が見込めず、繰越手続きを行うこととなつた。</p> <p>・また、内示まで非常に時間を要していることから、年度内の事業完了が間に合わず、一部の市町村で申請を取り下げたというような声も聞こえできている。</p>	<p>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資するよう、毎年度、交付申請に係る協議から交付決定までのスケジュールを地方公共団体に文書で周知するとともに、可能な限り早期に内示を行う。</p> <p>[厚生労働省]</p>

提案事項	提案概要	国の対応方針等
火薬類取締法に基づく保安検査の基準日の見直し※	<p>火薬類取締法に基づく保安検査について、前回の保安検査（完成検査）の日から1年を経過した日を基準日とし、その基準日の前後1月以内に保安検査を受け又は自ら保安検査を行った場合にあっては、基準日において当該検査を受け又は行ったものとみなすよう規則改正を行うよう求める。</p> <p>・火薬類取締法に基づき、政令で定める特定施設又は火薬庫は、保安検査を1年（土堤、簡易土堤及び防爆壁は3年）に1回行うものと定められている。法令上、前年度に実施した日までに保安検査を実施することとなっているため、保安検査日の日程調整次第では、年々、保安検査を受ける日が前倒しになる可能性もあり、運用面に課題がある。</p>	<p>火薬庫等の保安検査については、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会火薬小委員会の意見を聴いた上で、前回の保安検査の日から1年（土堤、簡易土堤及び防爆壁にあっては、3年）を経過した日（以下この事項において「基準日」という。）の前後1か月以内に行う場合には、基準日において当該検査を受けたものとみなす方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>〔経済産業省〕</p>

提案事項	提案概要	国の対応方針等
建築基準法第 15 条に基づく工事届・除却届における建築主事の経由事務の廃止 ※	<p>建築基準法第 15 条に定める工事届・除却届について、建築主（申請者）が自分で ID を取得し、正確に入力できた（建築確認の審査で変更した場合は変更して再入力できた）場合、国へ直接届出が行えるシステムを早期に構築し、建築主事の経由及び都道府県のとりまとめを廃止するよう求める。また、建築主事等（建築主事または指定確認検査機関）が確認審査時に、建築工事届の提出の有無と物件を特定するための情報（建築主・建築場所・主要用途・申請床面積）のみを審査時に確認すれば済むようなシステム構築と法及び規則改正を行うよう求める。</p> <p>・建築基準法では、工事届・除却届について、建築主事等を経由して都道府県知事に届け出ることとなっており、都道府県知事はこれを取りまとめ、国土交通大臣に送付しており、これら一連の業務に多大な労力を割いている。 ・経由機関が多いため、国交省へデータが届くのに多くの時間を要する。 ・工事届については、建築基準法第 15 条第 4 項に基づく都道府県でのとりまとめ作業の際の確認のみならず、建築基準法第 15 条第 1 項に基づいて特定行政庁も確認しているため、二重業務となっている。 ・2025 年 1 月着工分からの様式改正に伴い、新旧様式が混在で受付可能としているため、業務が煩雑になっているとともに、物件名が新たに入力必須項目になり、さらに業務負担が増えている。</p>	<p>建築物を建築しようとする場合又は除却しようとする場合の届出については、建築確認電子申請受付システムを活用し、AI 等を活用したエラーチェック機能の導入等、建築主事及び建築副主事並びに都道府県の事務負担を軽減する方策について整理した上で、オンラインによる提出を令和 9 年 4 月から可能とするよう必要な取組を進める。上記のシステムの運用状況を踏まえ、基幹統計調査として求められる統計の品質の確保を前提に、建築主事又は建築副主事の経由事務及び都道府県による建築統計の作成や国への送付等に関する事務の廃止について検討し、令和 9 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、当面の措置として、令和 8 年度中に建築着工統計データ管理システムを改修し、建築主事及び建築副主事並びに都道府県による事務の簡素化を図る。</p> <p>〔国土交通省、デジタル庁〕</p>

提案事項	提案概要	国の対応方針等
測量業者登録簿を閲覧に供する規定の見直し※	<p>測量法において、都道府県知事が測量業者の登録簿を公衆の閲覧に供さなければならぬとする規定を廃止し、登録業務を行っている国がHPに掲載するなどの見直しを求める。</p> <p>・測量業者の登録事務は、各地方整備局（主たる営業所の所在地を所管する整備局）で行っており、県内に本店又は営業所がある測量業者の登録申請書及び財務関係書類が、各地方整備局から県知事に対して紙で送付される。 ・県知事はこれを公衆の閲覧に供する必要があるため、業者ごとにバインダにて格納管理しており、登録内容が更新された場合は、その都度差替作業が発生している。</p>	<p>測量業者の登録簿の閲覧については、都道府県の事務負担を軽減するため、閲覧事務の実態を踏まえ電子化を可能とする方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>[国土交通省]</p>
都道府県が行う公共測量の実施時及び終了時における公示主体の見直し※	<p>測量法に基づく基本測量及び公共測量の実施時及び終了時の公示について、実施主体を都道府県知事ではなく、国土地理院と改め、国土地理院のHPに掲載するなどして公示を行うよう見直しを求める。</p> <p>・実施通知に加え、これと同数の終了通知を公示する必要があるため、事務の負担が大きい。 ・国土地理院は、測量計画機関から測量実施計画書、測量成果等の提出を受け、公示に係る情報を一元的に保有していることから、国土地理院が公示を行うことは十分に可能であると考える。</p>	<p>測量法に基づく基本測量及び公共測量については、国土地理院の長及び測量計画機関から関係都道府県知事に対して行う実施の通知を廃止するとともに、都道府県知事の公示に係る事務を廃止し、国土地理院の長が公示することとする。</p> <p>[国土交通省]</p>

※…他自治体等の提案に、本県が共同提案したもの。